右

字区域の変更.....

興町

:

項の規定により告示する。

館村長から平舘村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定により、平

告

示

目

次

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出.....

(水産振興課) ...

Ħ. Ħ.

政 同

...

課 :

告

争議行為の通知の公表......

(開 発 課) ::

Ħ.

保安林の指定予定......

公安委員会

労働基準法別表第一の号別区分の一部改正.

i

世

土地改良区の役員の就任及び退任

人事委員会

土地改良区の役員の就任

出

先機 関

# 

第二千百五十七号

平成十五年四月七日 (月曜日)

有
林
界、
额

青森県告示第二百六十九号

平成十五年四月七日

東津軽郡平舘村大字石崎字長屋形国有林五〇四林班と・ち~・ぬ小班及び同五〇七 青森県知事 木 村 守

林班い「・ち・ロ小班で、測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十一条第一項

字長屋形に編入する。 結する線及び三二補一 二五の点と三五補一の点を結ぶ線で囲まれる区域を大字石崎 座標第十系を用いて得た次の三二補一 二五の点から三五補一の点までの点を順次連 第一号の規定による国土交通省告示 (平成十四年告示第九号) で定められた平面直角

(五〇四林班と小班)

事農上

殊工 林北 務水地

所産方

Ξ

:

三補一二五 点 X 座標 + | 三 | 一 六 | ・四五メートル

Y 座標 一七六四九・〇二メートル

三浦 二四 点 X座標 

点 X 座標 Y座標 + | 三 | | 三六・八九メートル 一七六五三・九二メートル

補一

=

Y座標

一七六六五・五三メートル

X座標 Y座標 一七六八六・三九メートル

(五〇四林班ちュ小班)

補一 点 X 座標 + | 三二〇九四・| 三メートル

示

告

地域交通安全活動推進委員の委嘱.....

(交通企画課) ...

╘

三|補| | |

点

三補一		三補一		三補一	(五〇七林班い」		三補一		三補一	(五〇七林班口小班)		三補一		三補一		三補一		三補一		三 補 一		三補一		三浦一		三補一		三 補 一		三 補 一	
六		七		八	小班)		九		$\bar{\circ}$	班)		_		<u>_</u>		Ξ		十四		— 五		六		— 七		八		一 九		$\frac{-}{\circ}$	
点		点		点			点		点			点		点		点		点		点		点		点		点		点		点	
X 座 標	Y 座 標	X 座標	Y 座 標	X 座 標		Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標		Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標
+ 一三一九七一・六三メートル	- 一七七一七・五六メートル	+一三一九七〇・一三メートル	- 一七七二六・七八メートル	+ 一三一九六六・一九メートル		- 一七七四八・九八メートル	+ 一三一九五六・七一メートル	- 一七七八七・七五メートル	+ 一三   九三   ・五六メートル		- 一七七九八・六一メートル	+ 一三一九五九・五三メートル	- 一七七七五・五四メートル	+   三   九七三・〇五メートル	<ul><li>一七七五二・八八メートル</li></ul>	+ 一三一九九二・二九メートル	- 一七七四八・六一メートル	+   三二〇〇〇・四八メートル	- 一七七五二・一三メートル	+   ==   〇   四・七四メートル	<ul><li>一七七三五・一四メートル</li></ul>	+   ==  〇 〇・六 メートル	- 一七七〇六・一八メートル	+   ==  〇      ・ 六三メートル	- 一七六八六・四二メートル	+	- 一七六七九・四七メートル	+   三三〇五四・〇   メートル	- 一七六八九・○七メートル	+   ==   〇七六・六六メートル	- 一七六九六・四一メートル

(五〇七林班ち小班) (五〇四林班ぬ小班) 三五 三補 三補 三補 三五補一 三補 補一 三補 =五 Ξ 兀 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 X 座標 Y 座標 Y座標 一七六六〇・一五メートル + | 三 | | 四四・四 | メートル + | 三 | | 〇二・六九メートル + | 三 | 九八〇・五五メートル + | 三 | | 五九・三三メートル + | 三二〇九九・| 五メートル + | 三二〇九八・〇九メートル + | 三二〇六三・〇六メートル + | 三 | 〇 | 三 | ・ 六九メートル + | 三二〇〇九・二三メートル - 一七六九一・五〇メートル 一七六四一・九一メートル 一七六三〇・七一メートル 一七六三七・〇二メートル - 七六三一・ - - メートル 一七六三六・七四メートル - 七六八五・九四メートル - 七六四二・ - 二メートル 一七六六四・九八メートル 一七六二九・一三メートル

平成十五年四月七日

項の規定により告示する。

青森県告示第二百七十号

館村長から平舘村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定により、平

青森県知事 木 村 守 男

東津軽郡平舘村大字根岸字長屋形国有林五一六林班に゚・と「・と」・ち・イ小班及

<ul><li>七○ 二七 点 ×座標 + 二二七八三八・七八メートル</li></ul>	Y座標 ・ 一七八三三・三七メートル
Y座標 ・ 一七六〇一・二八メートル	七〇 一一 点 X座標 + 一二八〇六〇・九八メートル
七〇 二六 点 ×座標 +   二七八六四・  九メートル	Y座標 ・ 一七八三八・九四メートル
Y座標 ・ 一七六二二・七八メートル	七〇 一〇 点 X座標 +   二八〇六二・六五メートル
七〇 二五 点 X座標 +   二七八九九・八〇メートル	(五一六林班と『小班)
	Y座標 ・ 一七八八一・七六メートル
七〇 二四 点 X座標 +   二七九〇三・八三メートル	七〇 九 点 X座標 +   二八〇五〇・九  メートル
(五一六林班に『小班)	(五一六林班イ小班)
Y座標 ・ 一七六四七・九三メートル	Y座標 ・ 一七九〇六・九二メートル
七〇 二三 点 X座標 + 二二七九〇九・六一メートル	七〇 八 点 ×座標 +   二八〇五四・三三メートル
Υ座標 · 一七六七四・○二メートル	Y座標 ・ 一七九一三・一九メートル
七〇 二二 点 X座標 +   二七九   一・九四メートル	七〇 七 点 X座標 +   二八〇五八・二九メートル
Υ座標 · 一七六九五・〇二メートル	Y座標 ・ 一七九三〇・三二メートル
七〇 二一 点 X座標 +   二七九三〇・五二メートル	七〇 六 点 メ座標 +   二八〇七〇・七二メートル
Y座標 ・ 一七七〇八・八二メートル	Y座標 ・ 一七九三五・六九メートル
七〇 二〇 点 X座標 +   二七九四二・五六メートル	七〇 五 点 X座標 +   二八〇七三・四六メートル
Y座標 ・ 一七七一七・六八メートル	Y座標 ・ 一七九五五・五九メートル
七〇 十九 点 X座標 +   二七九五〇・二三メートル	七〇 四 点 メ座標 +   二八〇八七・二六メートル
Y座標 ・ 一七七六三・一七メートル	Y座標 ・ 一七九六六・一〇メートル
七〇 十八 点 メ座標 + 二二七九五一・二八メートル	七〇 三 点 X座標 +   二八〇九二・九八メートル
Y座標 ・ 一七七六二・二七メートル	Y座標 ・ 一七九八二・六〇メートル
七〇 一七 点 X座標 + 二二七九七六・八五メートル	七〇 二 点 ×座標 +   二八  〇二・六三メートル
Y座標 ・ 一七七六一・四七メートル	Y座標 ・ 一七九九七・七三メートル
七〇 一六 点 X座標 + 二二七九九四・二九メートル	七〇 一 点 メ座標 +   二八一一〇・四〇メートル
	Y座標 ・ 一八〇〇三・八二メートル
七〇 一五 点 X座標 + 二二八〇〇七・一二メートル	七〇 点 メ座標 +   二八一   三・六二メートル
Y座標 ・ 一七七六五・五三メートル	(五一六林班と「小班)
七〇 十四 点 X座標 +   二八〇   五・九七メートル	に編入する。
Y座標 ・ 一七七七六・○七メートル	順次連結する線及び七〇の点と七一の点を結ぶ線で囲まれる区域を大字根岸字長屋形
七〇 一三 点 メ座標 + 二二八〇三九・三〇メートル	で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の七〇の点から七一の点までの点を
Y座標 ・ 一七七九八・六二メートル	八号) 第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示 (平成十四年告示第九号)
七〇 一二 点 ×座標 +一二八○五五・四六メートル	び同五一九林班と‐・と‐・と‐・ロ・ハ小班で、測量法 (昭和二十四年法律第百八十

	平/	式15	5年 4	4月	7日	F.	曜[	<u> </u>					青	. ;	森	県	1	報		第21	57두	<del>-</del>							(	4	)
(五一九林班八小班)		五四四		五四四		五四三補二		五四三補一	(五一九林班と「小班)		五四三		五四二口補一		五四二口		五四二イ補一	(五一六林班ち小班)		五四二イ		五四二補一		七〇 三二		10 IIO		七〇二九		七〇二八	
		点		点		点		点			点		点		点		点			点		点		点		点		点		点	
	Y 座 標	X 座標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標		Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座標		Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標
	- 一七六四九・八九メートル	+ 一二七八五二・七三メートル	<ul><li>一七六四一・五三メートル</li></ul>	+ 一二七八二四・三八メートル	- 一七六三一・三〇メートル	+ 一二七八三二・八八メートル	- 一七六二三・一〇メートル	+ 一二七八三九・六九メートル		- 一七六一八・五一メートル	+ 一二七八四三・五〇メートル	- 一七六一〇・二六メートル	+ 一二七八二八・三四メートル	<ul><li>一七六〇六・三四メートル</li></ul>	+   二七八二 ・   三メートル	- 一七六〇一・二八メートル	+   二七八一九・〇六メートル		- 一七五四六・六八メートル	+ 一二七七九六・七一メートル	- 一七五四〇・六二メートル	+ 一二七七八七・三二メートル	<ul><li>一七五三二・四九メートル</li></ul>	+ 一二七七九六・七二メートル	- 一七五二六・八八メートル	+ 一二七八〇二・五二メートル	- 一七五三七・一二メートル	+ 一二七八一一・八九メートル	- 一七五六二・四四メートル	+ 一二七八二四・四四メートル	- 一七五八八・七一メートル

五四四		五四四		五四四		五四四		五四四		五四四		五四四		五四四		五四四		五四四		五四四		五四四		五四四	(五一九林班と <sup>-</sup> 小		五四四		五四四		五四四
一 七		六		— 五		— 四		Ξ		=		_		<u> </u>		九		八		七		六		五	」、小班)		四		Ξ		=
点		点		点		点		点		点		点		点		点		点		点		点		点			点		点		点
X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座標	X 座標	Y 座 標	X 座標	Y 座 標	X 座標	Y 座標	X 座標		Y 座標	X 座標	Y 座標	X 座標	Y 座 標	X 座 標
+ 一二七九九八・八七メートル	- 一七八三〇・五九メートル	+   二八〇   二・五九メートル	<ul><li>一七八一五・六三メートル</li></ul>	+   二八〇〇七・五六メートル	- 一七八一〇・八八メートル	+   二七九八八・四 メートル	- 一七八一三・五一メートル	+ 一二七九五九・七五メートル	- 一七八一四・七七メートル	+   二七九五〇・四 メートル	<ul><li>一七八一五・八三メートル</li></ul>	+   二七九四二・  五メートル	- 一七八〇七・七七メートル	+ 一二七九二五・九九メートル	- 一七八〇〇・一四メートル	+   二七九   一・八八メートル	- 一七七七四・八二メートル	+ 一二七九〇二・九六メートル	<ul><li>一七七四八・六八メートル</li></ul>	+   二七九〇九・二四メートル	<ul><li>一七七三三・三八メートル</li></ul>	+ 一二七八九七・一九メートル	- 一七七二一・〇一メートル	+   二七八八七・三〇メートル		<ul><li>一七六九三・四一メートル</li></ul>	+   二七八六五・五四メートル	<ul><li>一七六七三・七三メートル</li></ul>	+   二七八六二・二八メートル	<ul><li>一七六五一・四五メートル</li></ul>	+ 一二七八五八・九〇メートル

五四四

\_ <u>=</u>

点

七一

点

五四四

Ξ

点

· ー七八七八・七六メートル

五四四 八 点 X 座標 Y 座標 + | 二八〇〇四・五一メートル 一七九〇一・二六メートル

(五一九林班口小班)

五四四 — 九 点 X座標 + | 二八〇 | 三・ | 〇メートル

Y座標 一七九三五・五二メートル

X座標 + | 二八〇 | 七・九八メートル

五四四

<u>-</u>

点

一七九四二・七四メートル

Y 座標

(五一九林班と≅小班

五四四二二 点 Y座標 X 座標 + 一二八〇三五・二五メートル

一七九六八・八〇メートル

X 座標 Y 座標 + | 二八〇五 | ・〇七メートル 一七九九六・七五メートル

X 座標 + | 二八〇五四・二七メートル

X 座標 Y 座標 - 二八〇六八・七三メートル 一八〇〇一・六一メートル

Y 座標

一八〇二九・二四メートル

青森県告示第二百七十一号

平成十五年四月七日

ので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

青森県知事 木 村 守

男

保安林予定森林の所在場所

黒石市大字上十川字長谷沢二番囲八〇の六

保安林指定の目的

水源のかん養

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

役所に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市

青森県告示第二百七十二号

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 る同意を求めるための届出があったので、 り、漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条第一項の規定によ 漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定によ 同令第五条第三項の規定により、 次のとお

平成十五年四月七日

青森県知事 木 村 守

男

		菊池市松	
- 1	日ま	也下北郡大間町大字奥戸字材木川目三〇番	
協同組織合	ら同月二十	小谷傳	奥戸
魚	成二十	悉	
		下北郡大間町大字奥戸字向町七八番地三	
場所	期間	発起人の住所及び氏名	名加 入区 称の
調書の縦覧	指定漁船調	出事項	届

争議行為の通知の公表

八戸市城下四丁目一二の五に所在する八戸清運労働組合の執行委員長羽柴操から労

四

年勅令第四百七十八号) 第十条の四第四項の規定により公表する。 働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号) 第三十七条第一項の規定に基づき、次 のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一

平成十五年四月七日

青森県知事 木 村

守

男

争議行為の目的

二〇〇三年春闘要求の前進及び獲得

争議行為をなす日時

平成十五年四月八日午前零時以降妥結に至るまでの期間

Ξ 争議行為をなす場所

八戸清運株式会社の経営する全職場

争議行為の概要

じめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。 右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をは

#### 出 先 機 関

青

森

土地改良区の役員の就任

島川土地改良区から、 定により公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、藤 次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規

平成十五年四月七日

上北地方農林水産事務所長

Щ

真

誉

理	区役
事	区役 員 別の
田中	氏
金夫	名
十和田市大字藤島字藤島五〇の一	住
平成三三	就任の年月日

土地改良区の役員の就任及び退任

項の規定により公告する。 崎土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、沼

平成十五年四月七日

上北地方農林水産事務所長

Щ

真

//	理	"	"	"	監	"	"	"	"	//	"	"	"	理	区役
	事				事									事	区役 員 別の
蛯名	山田	附 田	天 間	蛯名	蛯名	蛯名	野田	和田	蛯名	蛯名	蛯名	和田	瀬 川	山田	氏
正雄	巳之吉	進	啓 次	忠次郎	昇	等	政 克	義一	茂範	総三郎	喜幸	勇市	茂 夫	巳之吉	名
"	"	<u>0</u> "	四 //	"	"	— <i>"</i>	— "	"	"	"	"	_ "	七〃	上业	
" *	上北町旭北一丁目三一の五一八	天間林村大字二ツ森字家ノ後八	"	" *	// ћА	"	″ ★	// ħA	// 1/A	"	"	<i>"</i>	<b>"</b>	上北郡上北町旭北一	住
大字上野字上野二一の一	<b>北一丁</b>	大字二	中央南四丁目三二の三五	大字上野字上野四一の二	旭北一丁目六四八の		(字上野	旭北一丁	旭南一丁			大字上野字上野一二一	中央南二丁目三一の一	北一丁	
字上野日	里三(	ツ森字字	目	字上野	日六四六	字北谷地	子上野	丁目六五七	丁目三一の八〇	<i>"</i>	" =	子上野	目三	丁目三一の	
_ の _	五八	多ノ後八	一 三 五	回 の 二	<u> </u>	字北谷地七八の	大字上野字上野一三一の	ъ	八〇	_ _ _ _	五	_ _ _	ー の 五	の 五 一 八	所
"	"	野	"	"	"	11	11	"	"	"	"	"	"	一 一 三 二 三 就 任	の 年 月 日就任及び退任

"	"	"	監	"	"	"	"	"	"	"
			事							
蛯名	蛯名	和 田	沼尾	和田	蛯名	蛯名	蛯名	蛯名	瀬 川	蛯名
昇	孝	勇市	亀吉	栄 悦	総三郎	富也	正孝	秀 雄	茂 夫	喜幸
"	<b>—</b> "	_ "	"	"	"	"	"	≡ "	七〃	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
旭北二	"	大字上	旭南二	"	大字上記	旭北二	旭南二	大字上	中央南	"
旭北一丁目六四八の一	"	野字上野	一丁目三一八の一	字下品	野字上殿	月三二	丁目三	野字新坦	中央南二丁目三一の一	"
八の一	_ _ _ _ _	大字上野字上野一二一の	八の二	字下田九四の五	野字上野一三の二	一丁目三一の九九	の八〇	野字新堤向五七の	三 の 五	五
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

### 人事委員へ

### 人事委員会告示十五第二号

)一部を次のように改正する。 平成十一年六月九日人事委員会告示十一第二号 (労働基準法別表第一の号別区分)

平成十五年四月七日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

究所」を「工業総合研究センター(同弘前地域技術研究所及び同八戸地域技術研究所「産業技術開発センター、工業試験場(同青森木工分場を含む。)、機械金属技術研射線監視局を含む。)」を「(同各環境管理事務所を含む。)、原子力センター」に、漁業用海岸局」に改め、同表第一二号の項中「(同各環境管理事務所及び同六ケ所放漁業用海岸局」を「水産総合研究センター八戸同表第十一号の項中「水産試験場八戸漁業用海岸局」を「水産総合研究センター八戸別表の第三号の項中「同浅虫・駒込ダム建設所」を「同駒込ダム建設所」に改め、

### 安委員会

公

## 青森県公安委員会告示第十九号

則第七号) 第一条第二項の規定により次のとおり告示する。委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成二年国家公安委員会規成十五年四月一日地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、地域交通安全活動推進道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第百八条の二十九第一項の規定により平

#### 平成十五年四月七日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

小笠原 稔 青森市大字野内字菊川二八七	立 雄 青森市大字9 連
立	<ul><li>会 青森市大字野内字菊川二八七番地一</li><li>会 連 絡 先</li></ul>
<b>念</b> 雄 名	た
稔雄	た 青森市大字野内字菊川二八七番地二 連 経 青森市大字久栗坂字浜田八九五番地二 連 終 先
青森市大字野内字菊川二八七	内字菊川二八七番地一果坂字浜田八九五番地二
字菊川二八七	

米	安	須	Ξ	北	Ξ	宮	鎌	赤	奥	小	Ξ	千	伊	江利	田	加	森
谷	田	郷	上	村	上	越	田	坂	谷	島	上	葉	澤	Щ	谷	藤	Щ
明	次	勝	昭		桂		昌	喜代司	政	勝	=	岩		延	正	喜代道	昭
信	章	雄	雄	満	_	進	司	当	夫	正	男	道	進	雄	雄	道	雄
青森市長島四丁目一番六号	青森市原別四丁目六番九号	青森市青柳二丁目八番九号	青森市佃二丁目一三番一〇号	青森市大字平新田字森越三四番地七	青森市中佃一丁目一番三七号	青森市松森二丁目四番一一号	青森市八重田三丁目九番八号	青森市大字八重田字矢作八六番地	青森市合浦一丁目六番二七号	青森市浪打一丁目三番一六号	青森市南佃一丁目二番二三号	青森市八重田二丁目八番四一号	青森市佃一丁目一番九号	青森市幸畑三丁目一六番六号	青森市大字筒井字八ツ橋一二六番地一三	青森市大字野内字菊川二〇五番地二	青森市大字野内字菊川三八七番地一七

冏	小	吉	Щ	エ	仁	元	高	相	小	若佐谷	櫻	奥	松	Л	藤	小	中
部	室	崎	内	藤	木	木	坂	馬	杉	谷	田	崎	山		巻	又	村
昭		信	道	正	三		清	彰	文	武	睦	鶴	昭	勇	邦	喜代志	洋
Ξ	清	<b>太佳</b>	男	栄	郎	實	巳	_	夫	定	夫	吉	三	逸	<b>玄</b> 隹	志	=
東津軽郡平内町大字小湊字新道七九番地一〇	青森市浪館前田三丁目二五番二〇号	青森市大字三内字丸山一六五番地五二	青森市大字三内字稲元四六番地一	青森市大字石江字江渡一〇五番地二八五	青森市大字三内字稲元二〇番地二	青森市勝田二丁目一三番一九号	青森市大字大野字片岡六番地一五	青森市大字安田字近野三四四番地	青森市篠田三丁目一二番二七号	青森市旭町一丁目一〇番一五号	青森市久須志三丁目一番一号	青森市旭町一丁目一六番一八号	青森市旭町一丁目一三番三号	青森市大字浪館字前田三九番地三	青森市千刈四丁目一番四号	青森市大字駒込字螢沢一一番地一五八	青森市佃三丁目七番五号

八戸市城下四丁目二二番九号	幸二		夏川戸
八戸市大字上組町三三番地	利男	橋	大
八戸市小中野七丁目三番二号	幸三郎	田	藤
八戸市大字大久保字大山三番地八七	尚男	橋	高
八戸市白銀二丁目七番四号	義雄	水	清
八戸市大字鮫町字二子石六番地一	成彰	狩	早
八戸市大字市川町字市川一五番地一	幸吉	泉	和
八戸市大字河原木字小田上五番地一四五	俊介	井	村
八戸市根城二丁目五番一五号	哲治	岡	岩
八戸市大字新井田字西平四三番地四〇	勝男	山	高
八戸市大字湊町字縄張二一番地	末治	瀬	廣
八戸市大字田面木字堤下一四番地四	要次郎	道	山
八戸市城下三丁目二番二〇号	佐太郎	澤	上
八戸市湊高台五丁目一二番七号	充	沼	菅
東津軽郡平内町大字山口字山口三一番地	悟	部	冏
東津軽郡平内町大字小湊字新道七九番地三	省造	井	畑
東津軽郡平内町大字小湊字小湊一四六番地	喜兵衛	谷	塩
東津軽郡平内町大字清水川字大川添一五	勝浩	橋	船
東津軽郡平内町大字清水川字大川添一五番地			셛

官轄区域八戸警察署の

中	山	北	木	坂	赤	鎌	森	石	福	田	小	高	仲	坂	岩	中	谷
居	田	Щ	村	本	坂	田	田	田	士	代	泉	橋	道	本	館	村	谷地中
		良		陽	由	幹	勇	寅	正	四	祐	由五郎	定		光	治	秀
裕	広		忠	_	雄	雄	治	男	昭	郎	悦	郎	男	弘	蔵	男	雄
八戸市小中野八丁目一三番二六号	八戸市江陽四丁目二番二九号	八戸市沼館一丁目九番一一号	八戸市大字市川町字桔梗野上二番地一〇	八戸市大字中居林字蓋名池三五番地	八戸市大字長苗代字天狗柳一二番地二	八戸市大字十一日町二六番地	八戸市吹上三丁目一四番五号	八戸市吹上二丁目一一番八六号	八戸市岬台二丁目一三番四号	八戸市大字鮫町字小舟渡平九番地一〇四	八戸市大字豊崎字下七崎一三番地一	八戸市大字河原木字八太郎二二番地四	八戸市大字河原木字小田五番地一	八戸市大字上野字堀端二六番地五	八戸市大字鮫町字館越三四番地二	八戸市根城六丁目一一番二号	八戸市大字売市字下久根六番地二三

木	岡	丹	清	佐	齋	八	米	今	花	相	冏	高	壬	谷	坂	嶌	エ
						木橋	'										
村	本	藤	野	藤	藤	橋	澤	井	田	馬	部	橋	生	Ш	下	守	藤
登	睦	繁		孝	金	初	健	正	勝	徳			博	重	Ξ	文	隆
登 美 雄	夫	昌	博	夫	_	<b>玄隹</b>	藏	志	正	明	誠	仁	久	重 次 郎	郎	<b>太佳</b>	_
弘前市大字若党町五七番地一	弘前市大字城南三丁目二番地七	弘前市大字小比内二丁目四番地五	弘前市大字南袋町一番地二	弘前市大字浜の町東一丁目五番地三二	弘前市大字薬師堂字犹舘六番地	弘前市大字独狐字石田五二番地七	弘前市大字富田町一一五番地	弘前市大字東城北一丁目二番地一二	弘前市大字高崎一丁目一〇番地六	弘前市大字境関字富岳八八番地四	弘前市大字清水三丁目一番地一	三戸郡福地村大字小泉字上舘八番地四	三戸郡南郷村大字泥障作字泥障作一三番地	三戸郡南郷村大字島守字中里二一番地四	三戸郡階上町大字角柄折字大渡一一番地五六	三戸郡階上町大字道仏字二ノ窪三番地	八戸市江陽五丁目二二番四号

管轄区域 弱前警察署の

佐々木 多賀谷 大 成 相 福 石 白 鳴 野 石 藤 成 西 藤 成 I 藤 髙 馬 井 畄 澤 沢 田 田 海 田 田 田 村 田 藤 田 昭 満 盛 久 敦 定 久 勇 喜 武 三之助 金 恭 永 幸 翼 吉 弘 修 雄 彦 蔵 忠 肇 夫 \_ 吾 雄 弘 \_ 中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田番外地 弘前市大字門外一丁目一三番地一 南津軽郡藤崎町大字西中野目字宮元二二番地 南津軽郡藤崎町大字水沼字浅田二九番地 弘前市大字福村字堀合九二番地四 弘前市大字広野一丁目七番地 弘前市大字広野一丁目六番地六 弘前市大字小沢字前沢四七番地 弘前市大字東城北一丁目四番地九 弘前市大字城東二丁目五番地一四 弘前市大字城西四丁目三番地五 弘前市大字悪戸字鳴瀬二七〇番地三 弘前市大字米ケ袋字村元ー七番地 弘前市大字若党町七六番地 弘前市大字原ケ平字山元二一番地七 弘前市大字小比内一丁目一三番地五 弘前市大字石川字平岡三七番地一二 弘前市大字常盤坂四丁目一三番地一 五

上北郡百石町一川目二丁目七三番地三七○	秀 男	<del>∡</del>	Ш	111		次   十和田市西十一番町二三番六号	次	目博	沢
三沢市緑町一丁目一四番地六号	明宏	原品	小	,ls		司 十和田市大字赤沼字和田表三七番地	う	孝	東
三沢市字古間木山八〇番地一号	シギ	本	坂	+=		晃 十和田市大字切田字下切田三九番地	晃	田智	氣
三沢市南町三丁目三一番地三八〇一号	妙 子	田加	福	<del>⊅</del> □	の管轄区域署	十 十和田市大字三本木字中掫六八番地	千	中	田
三沢市大字三沢字南山五五番地一〇号	良子	藤	加	ħΠ		光  北津軽郡鶴田町大字木筒字下藤代五八番地	光	方廣	棟
三沢市花園町二丁目一番四号	薫	市	種	<b>1</b> ∓		北津軽郡鶴田町大字中野字種元一八番地三		精	三浦
三沢市下久保三丁目一七番地一号	信義	澤	宮	÷		よ 七		村や	石
三沢市桜町二丁目一一番二〇号	博	中	田	D.		五所川原市大字石岡字藤巻二〇番地一九	_	部良	阿
上北郡六戸町大字犬落瀬字高見八三番地三	義広	原	川	111		政 五所川原市大字飯詰字森越九七番地二	政	田勝	岩田
上北郡六戸町大字犬落瀬字押込一四番地二	均	藤	佐	<i>I+</i> -			洋	藤田昭	齊
上北郡十和田湖町大字法量字尻貝下六二番地	正夫	村		中		造 五所川原市大字飯詰字影日沢一九四番地一	造	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	Щ
上北郡十和田湖町大字沢田字大道一番地	瑞世	тш	角	各			清	橋定	高
十和田市大字大沢目字蒼前一番地	忠弘	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		甲		昭   五所川原市大字長富字鎧石二三三番地一	昭	森英	藤
十和田市西十四番町一九番二六号	芳孝	藤	I	_		男  五所川原市大字姥萢字船橋二三〇番地一七	男	上勝	三
十和田市大字三本木字北平二〇八番地三	勲	田	小	, ls	署の管轄区域開いる	郎 五所川原市大字高野字広野五九番地九	由五郎	±   曲	福
一十和田市大字三本木字東小稲一七四番地一六	光 子	岸业		根			利	浦	Ξ
十和田市西十一番町七番一三号	テ イ 子	舘	楢	1₩		幾 中津軽郡相馬村大字五所字里見五二番地一	幾	内	<u>ц</u>
十和田市大字三本木字北平一四七番地五七八	英輝	田	袴	汝本		治 中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田六五番地一	治	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	石

	_	_			_										_		
坂	Щ	上	八 木 澤	鳴	白	内	齋	櫛	Щ	葛	熊	北	中	工	丸	苫 米 地	地
本	本	路		海	戸	Щ	藤	引		西	澤	Ш	村	藤	井		葉
渥		昭	<b>太隹</b>	光	或	善		正	慶	勇之進	光	真	泰	賢	竹	峰	_
美	敏	雄	Ξ	好	男	昭	均	彦	_		則	彰	久	_	次	生	也
むつ市旭町九番六一号	むつ市下北町一二番一八号	むつ市柳町三丁目一番一四号			南津軽郡尾上町大字金屋字松元七番地一	南津軽郡尾上町大字高木字原冨一四七番地	南津軽郡平賀町大字小国字山下八七番地	南津軽郡平賀町大字町居字南田三八番地	南津軽郡平賀町大字葛川字家岸元一〇番地一	黒石市大字追子野木二丁目一一四番地	黒石市大字温湯字長漕七番地五	黒石市大字元町七〇番地	黒石市大字牡丹平字福民西六一番地一	黒石市浦町一丁目二二番地	上北郡下田町字古間木山五〇番地一七九六	上北郡下田町字彦七川原三番地一	上北郡百石町二川目一丁目七三番地二一 六
		管轄区域むつ警察署の												管轄区域 黒石警察署の			
高	成	小	놑	中	沼	Ш	佐	田	滝	西	Ш	中	澤	佐	白	鈴	Щ
橋	田	綿	上長根	岫	山	村	藤	村	田	村		島	田	藤	石	木	岸
哲	弘	吉	浅	良	榮	要		俊	良	和	義	壽	行	純	芳		時
榮	志	男	吉	次	祭三郎	郎	博	幸	雄	夫	男	輔	正	章	雄	勝	春
西津軽郡木造町字日向五四番地	西津軽郡木造町字藤田六一番地二	上北郡六ケ所村大字倉内字芋ケ崎七五〇番地	上北郡六ケ所村大字倉内字笹崎四二三番地	上北郡横浜町字三保野五番地四	上北郡東北町字往来ノ下三九番地六	上北郡東北町字向平一番地一八五	上北郡野辺地町字鳴沢一三番地二	上北郡野辺地町字蟹田三七番地二七	上北郡野辺地町字観音林脇七番地六	下北郡脇野沢村大字脇野沢字渡向六九番地四	下北郡東通村大字小田野沢字南通二八番地	下北郡川内町大字川内字川内二九一番地	下北郡大畑町大字大畑字新町一四二番地三	むつ市並川町七番二五号	むつ市赤川町五番三号	むつ市大字関根字高梨川目二〇番地	むつ市大字中野沢字小川四〇番地三七
_		五〇番地	番地							金 地 四	世	地	地三				

管轄区域大鰐警察署の

洋 治 北津軽郡金木町大字金木字沢部五二番地一	毅   西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂一〇番地	治 夫 西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三四五番地六	真太郎 西津軽郡鰺ケ沢町大字本町七番地	ま   地二三	文 子 三戸郡南部町大字大向字明土九番地	孝 夫 三戸郡田子町大字田子字田子六四番地一七	欣 哉 三戸郡名川町大字剣吉字大坊一〇六番地一	東 一 三戸郡名川町大字剣吉字大坊六番地一五	マサ子   二戸郡三戸町大字川守田字関根川原四二番地	富 雄 三戸郡三戸町大字六日町二七番地	敏 雄 三戸郡三戸町大字同心町一七番地二	松 雄 西津軽郡車力村大字下車力字盛野八三番地	裕 西津軽郡稲垣村大字下繁田字磯繁一一番地一	異 西津軽郡柏村大字桑野木田字福井一〇五番地		長 七 西津軽郡木造町大字土滝字長田一九番地三	昭 雄 西津軽郡木造町字桜川二番地三七
管轄区域の				の管轄区域 鰺ケ沢警察署							管轄区域						
											0)						
新 田 新	木村康	米内山 室	岸	鳥谷部	酒井	寺前	濱谷喜	川口	海老名正	佐々木 利	小笠原	対馬	角田	下澤國	 横 山	宮崎和	山中
		米内山 寧 夫	岸捷					_	海老名 正 二	佐々木 利 悦							

管轄区域七戸警察署の

管轄区域

	下北郡大間町大字奥戸字奥戸村一三二番地	元	紀		林
管轄区域大間警察署の	下北郡大間町大字奥戸字館ノ上九六番地三〇	男	慶	橋	高
	北津軽郡板柳町大字板柳字土井一一三番地	司		浪	竹
	北津軽郡板柳町大字館野越字早稲田三二番地	_	弘	藤	加
管轄区域板柳警察署の	北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川一五番地三〇	肇		田	成
	三戸郡新郷村大字戸来字金ケ沢尻二九番地八	甫	房	佐々木	佐
	三戸郡倉石村大字石沢字蟹沢六番地	吉	友	坂	赤
	三戸郡五戸町大字豊間内字大沢前九番地一	明	昌	泉	小
	三戸郡五戸町字下長下ター五三番地九八	繁			沢
	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四一番地	光	孝	崎	Ш
管轄区域五戸警察署の	三戸郡五戸町大字蛯川村七九番地	人	正	田	前
	東津軽郡平舘村大字石浜字磯山一九二番地	義	光	藤	エ
	東津軽郡三厩村字新町二二番地四	_	文	藤	エ
	東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字山田三五番地三	明	正	慈	久
	東津軽郡今別町大字浜名字中宇田三八番地	博	泰	内	相
管轄区域蟹田警察署の	東津軽郡蟹田町大字蟹田字蟹田六一番地二	競		田	飯
	番地四南津軽郡碇ケ関村大字碇ケ関字碇ケ関一四四	_	安	藤	エ
	番地四南津軽郡碇ケ関村大字碇ケ関字小落前一二三	光	定	中	小

(毎週月・水・金曜日発行)	青森県
定価小口一枚二付十五円一銭	東奥印刷株式会社

青森県	青森市長島一丁目一番一号	発行所・発行人
東奥印刷株式会社	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人

|川||島||新||吉||下北郡風間浦村大字易国間字大川目六番地四